

## 開発行為許可(不許可)通知書

第3号

住 所 徳島県板野郡北島町高房字勝瑞境36番地1  
 氏 名 株式会社アルファード  
 代表取締役 七條政利 様

令和元年6月3日付けで申請のあつた開発行為については、都市計画法第29条第1項の規定により  
 許可する。  
許可しない。

令和元年6月12日

善通寺市長 平岡政典  


## 許可の内容(不許可の場合は申請内容)

開発区域に含まれる 地 域 の 名 称	善通寺市木徳町字東上代77番
開 発 区 域 の 面 積	1,326.86m <sup>2</sup>
予定建築物等の用途	一戸建て住宅 4棟

## 許可の条件(不許可の理由)

- 裏面の「開発許可標識」を必ず掲示すること。
- 工事完了届出書提出時に、工事施行状況報告書(工事写真等)を添付すること。
- 利用計画の変更が生じた場合には、直ちに開発行為変更許可申請等の手続きをとること。
- 開発行為許可書交付後の地元水利等とのトラブルは、申請者側で対応すること。

法第41条第1項の規定に基づく制限

## (付 記)

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、都市計画法第50条第1項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記2の審査請求のほか、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、善通寺市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- また、都市計画法第51条第1項の規定により、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請することができます。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることはできません。